

会場型講習会等開催ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策）

2020年7月

改定 2021年9月

公益社団法人日本診療放射線技師会

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月14日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、本会主催の会場型講習会等の開催において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものである。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種が進みながらも変異株が拡がる等状況も変化していることから、取組を見直す必要性が生じている。

本ガイドラインは、本会の責務である生涯教育等の講習会等を積極的かつ、安全に開催するための方策を定めるものであり、今後も状況に応じて変更していく。

2. 講習会等の開催にあたって

本会主催の講習会等を開催するにあたっては、実技、試験を伴わないものについては、Web開催を強く奨励する。

会場型で開催する場合は、下記の基準を満たしていることを原則とする。

- (1) 開催地で緊急事態宣言が出されていないこと。
- (2) 開催地の都道府県(診療)技師会の同意が得られていること。
- (3) 会場の使用基準を満たすこと。

都道府県(診療)放射線技師会および他団体との共催事業については共催団体と協議のうえ、安全を第一に開催方法を決定する。

開催を計画した後であっても、本会の「主催・共催の講習会等中止の基準」により開催を中止することがある。

3. 講師、スタッフおよび受講者の条件

- (1) ワクチンを2回接種した後、2週間以上経過していることが望ましいこと。
- (2) ワクチン未接種の場合は、2週間の行動記録、体温記録を提出すること。
- (3) 講師、スタッフおよび受講者に事前配布した問診票を当日持参してもらい、次の場合は参加できないこと。
 - ・体温が37.5℃以上
 - ・体調に異常がある
 - ・感染を疑う症状がある
 - ・同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある
 - ・2週間以内に新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者と濃厚接触がある
 - ・2週間以内に海外渡航歴がある
 - ・ワクチン未接種で、2週間の行動記録において緊急事態宣言が発令されている都道府県への移動があった、又は、体温記録で37.5℃以上の日があるなど感染の可能性がある
- (4) 所属施設の規程に従うこと。

4. 感染防止のための基本的な考え方

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりである。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（できるだけ2メートルを目安に）（ソーシャルディスタンス）
- (2) 感染防止のための受講者の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入室制限を含む）
- (3) 入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（講師、スタッフおよび受講者に対する周知）
- (5) 会場の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）
- (6) 会場内の消毒
- (7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生のリスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集す

る場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をいう。

4. 開催者が講じるべき具体的な対策

(1) 開催前～

①昼食を伴うスケジュールは極力避けること。

→どうしても避けられない場合は、後述する昼食時の注意を怠らないこと。

②密にならないように、座学は 2 席程度 (1m 以上) 空けて、前後は最低 1m 以上空けて着席 (ソーシャルディスタンス) するよう、使用しない席は使えないようにテープ等を貼って設営すること。

→会場定員の 3 分の 1～2 分の 1 程度の人数で 募集を行うこと。受講者数の上限は 100 名とし、それ以下にすること。

③講習会開始前に会場消毒 (演台、机、ドアノブなど) を行うこと。

→消毒液の使用の可否については、借用施設に確認すること。

④会場は十分な換気を行うこと。

→建築基準法に於ける必要換気量を十分満足できること。

→外気による換気量増、できる限り窓を開けること。休み時間は出入口も開けておくこと。

(2) 受講者受付時～

①受付時はできる限り距離をとり、短時間で行うこと。

→受付スタッフと受講者の距離は 90cm 以上とること。受付待ちの人の距離は 2m以上とること。フロアマーカーを設置するなど、人が密集しないように工夫すること。

②受講者の動線はなるべく一方向にすること。

→受講者同士がすれ違う事の無いよう、可能な限り入口と出口を分けること。

③咳エチケットにご協力いただくこと。

- 注意文書を配布（別紙）すること。
- ティッシュ、ごみ袋の準備をすること。

④入室前に講師、スタッフおよび受講者の検温ならびに体調等の確認を行うこと。

- 体温計(非接触型)は、現地で準備できれば現地で、準備できなければ JART で準備する。
- 37.5 度以上の方は入室させないこと。
- 37.5 度以上なくても、咳、くしゃみ、咽頭痛、全身痛など感冒様症状あるいは息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさのある方は入室させないこと。
- 同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染症の疑いがある方は入室させないこと。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者と濃厚接触のある方は入室させないこと。
- 2 週間以内に海外渡航歴のある方は入室させないこと。

⑤入室前に講師、スタッフおよび受講者ともに手洗い、手指消毒を行っていただくこと。

- 消毒液は、現地で準備できれば現地で、準備できなければ JART で準備する。

(3) 講習中

①講師、スタッフおよび受講者ともにマスク等を着用していただくこと。

- 受講者は基本的に自身で準備（会告等に掲載）、講師・スタッフは JART で準備する。
- 講師は自身の講義の時はマスクを外してもよいが、受講者までの距離は 2m 以上保つこと。
- マイク・PC(マウス)の使いまわしは避ける。使いまわす場合、講師が変わったら、消毒する。マイクの消毒法については施設に確認すること。
- 実習においては、講師、スタッフおよび受講者共にアイシールドまたは、フェースシールドを装着すること。（受講者はアイシールドまたは、フェースシールドをあらかじめ準備し、持参すること）

②実習時はできる限り距離をとること。講師からの説明は必要最小限にし、説明事項は紙などで配布すること。

→密集しないような実習とすること。

→受講生同士の会話はなるべく避けること。

③トイレ休憩の時間は十分にとること。

→トイレ内で過密にならないようにすること。

④受講者同士の会話は極力避けていただくこと。

→特に休憩時間など、注意すること。

⑤飲食は極力避けていただくこと。

→昼食を挟まなければいけない場合は同じ方向を向いて食事すること。

→食事中に他の人との会話をなるべく避け、向かい合っの食事は避けること。

(4) その他

①開催時点での行政等の指示に従い必要な変更を行うこと。

5. その他

まん延防止等重点措置が発令された中での講習会等を開催するにあたっては、安全を第一に考え、慎重かつ柔軟に対応すること。

以上